

ピアザ淡海 1 階ロビー床修繕業務 仕様書

1 件名

ピアザ淡海 1 階ロビー床修繕業務

2 場所

ピアザ淡海（大津市におの浜一丁目1-20） 1 階ロビー

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで

4 修繕概要

（1）目的

ピアザ淡海 1 階ロビーに設置してあるモニュメントを施設外に移設する予定であり、移設作業により、モニュメントの接地していた面およびその付近の床材が損傷することが見込まれる。

今後も長期的に活用される当建物のエントランスである場所に相応な修繕を図ること。

（2）施工内容

ア 既設床材撤去作業

（ア）既設床材撤去

モニュメントの剥離により損傷した部分の不整形な既設床材等を、新規床材の貼付け工程に向けて整える各種作業。

（イ）下地材撤去

前項と同様に、既設床材の下地材を研る等の作業。

（ウ）解体材集積、搬出、処分

既設床材や下地材等の不要となる解体材を集積、搬出、処分すること。

イ 床材復旧貼作業

（ア）下地施工

新設床材を貼るためのモルタル施工等、必要な作業。想定面積 3 3.0㎡。

（イ）新規床材貼

周囲のデザインとなじむように新設床材を貼り付ける作業。想定面積同上。

（ウ）端材集積、搬出、処分

新設床材の端材や不要となった資材等を集積、搬出、処分すること。

ウ 騒音、粉塵等への対策

今回施工中に発生する騒音や粉塵等への対策として、当施設の利用への危険や迷惑、利用の妨げにならないよう、できる限りの囲い込み等の対策を行うこと。

(3) 使用材料

使用する床材は、施工場所の周囲とできるだけ類似した大理石（現状400mm角）を想定している。あらかじめ担当と相談し、承諾を得た部材を発注すること。なお、施設の利用計画等の都合により、使用部材や施工範囲を変更することもあるため、受注者は発注者の相談に応じること。

(4) 修繕の進め方

- ・ 契約締結後速やかに、工程、施工方法等について担当職員と十分に打合せを行うこと。
- ・ 工期については担当職員と協議し、施設運営に影響の少ない日時に作業を行うこと。作業実施時間についても、施設の利用状況に応じて対応すること。特に騒音、振動、粉塵が発生する作業については、実施日時をあらかじめ担当と調整すること。場合によっては、調整の結果により夕方以降の作業や土日祝日の作業も可能とする。

(5) 報告および修繕写真

- ・ 修繕が完了した時は、担当職員に報告し、立会検査を受け、合格後引渡しを行うこと。
- ・ 修繕写真（カラー）は、着工前と着工後の状況が明確に判別できるものを提出すること。

(6) 産業廃棄物

施工に伴い発生した処分材等（産業廃棄物）は、関係法令を遵守し適切に処理すること。

(7) その他

- ・ この仕様書に記載のない事項であっても、本修繕の目的を満たすために必要な作業が生じた場合は、それを施工すること。
- ・ 受注者は、検収後1年以内において、施工に起因する不具合が生じたときは、修理または交換する責を負うものとし、その費用も受注者が負うものとする。
- ・ 業務遂行に必要な用具、資材等は受注者の負担とし、養生や処分等にかかる経費も含む。
- ・ 施設等に損害を与えたときは、その都度速やかに、受注者の負担により原状復旧するものとする。
- ・ 受注者は、労働基準法・労働安全衛生規則、その他関係法規を遵守し、従業員の労働関係法上の義務および責任をすべて負うものとする。
- ・ 入札に参加するものは、担当とあらかじめ現地確認の日時について調整のうえ、現地確認を行うことができる。（対応可能期間 令和8年8月24日から令和8年8月31日までの土日祝日を除く日。）

担当 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県 総務部 総務事務・厚生課 森
TEL 077-528-3174
Mail kyosai@pref.shiga.lg.jp



